

就労継続支援B型事業所の報酬引き上げを求める要望意見書

全国1870の事業所で作る障がい者団体「きょうされん」による全国調査に基づく「2018年度報酬改定の影響調査の結果報告」では、政府の報酬改定の影響で、障がい者の就労支援を行う事業所の約6割が減収になったことが明らかになりました。調査には、重度の障がいがあり一般企業への就労が困難な人を支援する就労継続支援B型事業所（以下、「B型事業所」）918カ所（有効回答866カ所）と、企業への就労を希望する人を支援する就労移行支援事業所145カ所の回答を集約したものです。その結果、報酬改定前の平成30年3月と改定後の同5月の基本報酬の月収を比較したところ、報酬が減収となった508のB型事業所（58.7%）のうち、年額300万円以上の減収見込みの事業所が最も多く約34%を占め、年額200万円以上の減収予測を含めると49.1%にもなるという深刻なものでした。

重度障がいがある人や精神障がいがある人が多いほど週当たりの通所日数が少なく、通所時間も短くなる傾向になるため、事業所が利用者に支払う工賃が少ないほど報酬が低くなる仕組みを導入したB型事業所については、報酬額の減収が大きくなっています。

現場からは、「今般の報酬改定はとても理不尽で、工賃や就労支援の結果のみ重視されることとなり、B型事業所の存続自体を危うくするものだと感じる」、「週一、二日の方を受け入れることが難しくなり、切り捨てるような事業所も出てくるのではないか」などと怒りと不安の声が寄せられています。

よって、国においては、基本報酬を引き上げるなど、緊急に抜本的な対策を講じるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

北海道余市郡余市町議会議長 中井 寿夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣